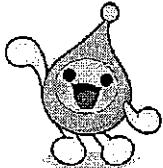




Press~



Release

平成18年1月6日
北海道電力株式会社

日本原燃(株)六ヶ所再処理工場での回収プルトニウムの利用計画について

日本原燃(株)の六ヶ所再処理工場では、本年2月から使用済燃料を使用したアクティブ試験を開始する予定であり、これによりプルトニウムが分離されることになります。当社は、その利用計画を明確にして透明性を確保する観点から、本日、六ヶ所再処理工場での回収プルトニウムの利用計画についてお知らせします。

(参考)

原子力委員会が平成15年8月5日に決定した「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」において、電気事業者は六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムの利用計画について公表することとなっております。

プルトニウムの利用計画は別紙のとおりです。

以上

(お問い合わせ先)
北海道電力広報部報道グループ
TEL: 011-251-4076 (直通)

別 紙

六ヶ所再処理工場回収プルトニウム利用計画について

日本原燃の六ヶ所再処理工場では、本年2月から使用済燃料を使用したアクティブ試験を開始する予定であり、再処理の製品であるプルトニウムが分離されることになります。つきましては、「六ヶ所再処理工場回収プルトニウム利用計画」を下記の通りお知らせします。

原子力委員会が平成15年8月5日に決定した「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」においては、六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムについて、電気事業者は、「プルトニウム利用計画」を公表することとなっております。また、平成17年10月11日に原子力委員会決定、10月14日に閣議決定された「原子力政策大綱」においても、「事業者等がプルトニウム利用計画をこれに沿って適切に公表することを期待する」とされております。

記

六ヶ所再処理工場では17、18年度のアクティブ試験として、17年度は15トン、18年度は258トンの使用済燃料の再処理（うち当社分はなし）が行われる計画（*1）であり、その結果当社は17年度は約0.0トン、18年度は約0.0トンの核分裂性プルトニウム（以下プルトニウムという）を同工場に所有することになる予定である。（*2、*3）

このプルトニウムの、利用場所としては泊発電所での利用を検討しているが、その他に研究開発用に日本原子力研究開発機構に譲渡する場合と、電源開発(株)大間原子力発電所用に譲渡する場合がある。

プルトニウムの利用量は、利用場所に装荷するMOX燃料に含まれるプルトニウムの1年当たりに換算した年間利用目安量であり、約0.2トンである。なお、この利用量には海外で回収されたプルトニウムの利用量が含まれる場合もある。

利用の開始時期は、再処理工場に隣接して建設される予定の六ヶ所MOX燃料加工工場の竣工予定期である平成24年度以降である。それまでの間はプルトニウムは六ヶ所再処理工場で、ウラン・プルトニウム混合酸化物の形態で保管管理される。また、利用に要する期間の目途は、上記プルトニウム所有量を利用量で除した、約0.5年相当（*4）である。

この利用計画を進めるために、現在、広く広報活動を行っているところであり、今後プルサーマル計画の進展、MOX燃料加工工場が操業を始める段階など進捗に従って本計画を順次より詳細なものとしていく。

なお、当社は、平成17年9月現在、海外で0.1トン（仏国回収分0.1トン）のプルトニウムを所有しており、海外に所有しているプルトニウムは海外でMOX燃料に加工の上、利用することになると考えている。

- * 1 日本原燃株の策定した再処理計画による。
- * 2 再処理して回収されるプルトニウムは、当社の使用済燃料が実際に再処理されたか否かにかかわらず、各電気事業者が再処理を委託した使用済燃料に含まれるプルトニウムの量に応じて、各電気事業者に割り当てられることとなっている。このため、当該年度に再処理を行わない各電気事業者にもプルトニウムが割り当てられるが、最終的には各電気事業者が再処理を委託した使用済燃料中に含まれるプルトニウムに対応した量のプルトニウムが割り当てられることになる。
- * 3 プルトニウム量はプルトニウム中に含まれる核分裂性プルトニウム量を記載。（小数点第2位を四捨五入。このため、平成17年度、平成18年度は表記上0.0となる。）
- * 4 利用に要する期間の目途は、電源開発や日本原子力研究開発機構への譲渡が見込まれること、利用量には海外回収プルトニウム利用分が含まれる場合もあること等により、必ずしも実際の利用期間とは一致しないことがある。

以上